

阿部はるまさ

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

市政報告
2025 年夏号
流山市議会
杜民党

第2回
定例会
の報告

陳情 10 号への 賛成討論



陳情 10 号▲

●これまでの市の施策を踏まえそのさらなる充実を

国における「困難女性支援法」の制定を受け、流山市でも女性支援の拡充とよりきめ細かな施策が求められています。

流山市はこれまでも、男女共同参画計画、地域福祉計画、こども計画、DV対策計画、そして重層的支援計画等々を策定し、現場の職員の皆さんの真摯な努力で事業が進められてきました。

しかしそれらの多くは、国が「困難女性支援法」を制定する以前に始まった事業です。いま求められているのは、市の施策を「困難女性支援法」が求める内容に近づけていくことです。

●旧い制度に縛られず困難を抱える女性を最優先に

「困難女性支援法」が、流山市が行ってきた事業と、理念や精神の点で大きく異なっているということではありません。しかし支援法には明らかな飛躍点があります。

ひとつは、対象者の定義の転換です。対象者が制度要件を満たしているかどうかではなく、実際に困難を抱えて困っているかどうかを中心に置きます。従前の制度では、DV 被害者、母子家庭等々、「制度で定義された対象者」が想定されていましたが、支援法ではそれらの制度要件を満たさなくても、現に困難を抱えている事実を根拠にした支援がめざされます。

また、支援の「入口」も革新されました。これまでは、来所型・申請型が主流でしたが、支援法では、本人が制度にたどり着けない場合を前提とした「積極的アプローチ」が推奨されています。アウトリー



朝の駅頭での市政報告の活動

チ（手を伸ばす支援）・SNS 対応・居場所づくりなどです。

さらに支援法では、ジェンダー視点と多様性尊重の考え方が組み込まれました。男女平等や子育て支援など「一般施策」から見るだけでなく、女性特有の困難、これには性的搾取、性被害、出産困難、母性剥奪等々が例示されていますが、それが構造的に捉えられて、LGBTQ、外国籍、障害等も明確に対象化しています。

●求められる自治体の積極的役割と柔軟性

市町村などの位置づけも違ってきます。これまでは都道府県が主、市町村は補完的な位置づけでした。しかし支援法では、市町村に「地域の実情に応じた施策を実施するよう努める」として、地域実施主体としての役割を明記しました。基礎自治体の取り組みが「努力義務」であるのは事実ですが、他方でその積極的な取り組みと、柔軟な対応への強い期待が込められた制度となっています。

流山市がこれまで取り組んできた福祉実践を継承しつつ、それをさらに飛躍させる契機として、この支援法を活かすべき。それは何よりも現場の職員さんたち自身も望んでいる事だと考えて、陳情 10 号に賛成を表明します。（賛成 12 反対 15）

賛成 ガザ地区の恒久停戦と、 パレスチナの平和を 求める発議



▲発議 6 号

パレスチナ人を脅迫と暴力とで追い出したイスラエルの植民地主義こそ原因

ガザなどのパレスチナ人の苦難を一刻も早く無くしたいとの願いから提案された発議として賛成します。

一点、意見を述べます。

それは、この発議が、項目 1 で、「ガザの実効支配勢力によるイスラエル人の解放」と書き、それをイスラエルがガザから早期に完全撤退すること同列に扱っている点で見える点です。

イスラエル人の人質は、解放されるべきです。しかしそれは、実効支配勢力によるイスラエルへの越境攻



撃が起きるずっと前からイスラエルがパレスチナ人に行ってきた「行政拘禁」の犠牲者の解放とともに主張されるべきです。

イスラエル当局が「国に脅威を与える人物」だと見なせば、証拠なし、裁判なしで無期限に拘束できる制度の下で、子どもや女性を含む数千人のパレスチナ人が捕らえられたままです。アムネスティ・インターナショナルなど人権団体の報告では、パレスチナの人々は拷問さえ受けています。

イスラエル人が拘束されている事を理由に、イスラエル当局とガザの人々を同列に扱ってしまう、いわゆる「どっちもどっち論」を避けなければならないことは、多くの人々が語っています。その一人は、国連事務総長のアントニオ・グテー

レス氏です。彼は、実効支配勢力の攻撃を非難するイスラエルに対して、毅然として次のように言いました。「それは、イスラエルによるガザの占領や封鎖の文脈から切り離して理解されてはならないことだ」。

イスラエル政府は強く反発しましたが、いまでも実際に行われているイスラエルによる、極度に不釣り合いで、残虐極まりないパレスチナ人への軍事攻撃、食料を受け取りに来た人々にさえ砲弾を浴びせる行為。これらの事実を見れば、1947 年の強引なイスラエル建国とパレスチナ人追放以降に、あるいはそれ以前から、パレスチナ人に対しどのような残虐行為が続いてきたのか、何がいま国際社会に強く求められていることなのかは、もはや明らかです。

（賛成 27 反対 0）

反対 マイナンバーの利用などに関する 条例の一部を改正する条例



議案 41 号▲

外国人の生活保護を狭める本当の狙いは 日本人自身に対する保護適用の縮小

議案についての市の説明は次のようなものでした。

①デジタル庁通知により、自治体ごとに異なっていた情報システムを全国共通の標準仕様に合わせることで、自治体で条例を整備する必要がある。

②「生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた取り扱い」の規定は、総務省令などで「準法定事務」として明文化されたので、自治体の条例から外す。

まず①。国の意図はマイナンバーの利用拡大をさらに広げようというもの。私は公正で信頼できる政府の下でならデジタル技術を行政に生かすことに反対ではありませんが、現在の政府の下では危険だと考えます。

プライバシー権への問題意識が高いヨーロッパ諸国では、日本のマイナンバー法に似た制度を一度は作ったが、今は抑制をかける国、廃止を目指す国もあります。日本でも、個人情報の保護の不十分さ、国による過度な情報の一元的管理と統制への批判が続いています。

つづいて②、外国人に対する生活保護の取り扱いを条例から外す点。これは単に国の法律に基づく運用への移行という話ではなく、これまでは自治体の裁量による人道的運用が可能だった事務が、国の準法定事務化によって難しくなるという問題です。

人権重視の諸外国では、外国人への社会保障・福祉給付は「法定の権利」として保障。それらの国々から見れば外国人であるはずの日本人にも、生活困窮などに陥った場合には福祉が提供されます。多くの OECD 諸国は、永住者には生活保護が「法定の権利」として与えられていますが、日本ではそれが失われてしまいかねないという問題です。

こうした動きは最初は外国人をスケープゴートとして始まったとしても、次には日本人の権利縮小を生む危険性が大です。

国による情報管理強化と個人情報の民間企業などへの提供をさらに進めようとするもの。外国人を福祉の対象から排除しようとする動きであり反対です。（賛成 22、反対 5）



次は日本人の番だ

迫る災害に市は万全の対策を いのち奪う台風・水害・熱中症

大型化する台風・水害からいのちを守るにはどうするか

●江戸川水系の弱点を補強する工事が進む

【質問】 国が大規模台風の首都圏直撃が予測される場合の広域避難計画モデルを公表した。流山市も緊急避難場所などの多くが浸水想定区域内にある点は東京都と共通。

2019年の台風19号の時、江戸川水系で氾濫注意水位と氾濫危険水位を超えた観測所はそれぞれ何力所あったか。

【答弁】 氾濫注意水位を超えたのは、西関宿観測所、野田観測所、松戸観測所の3箇所。氾濫危険水位を超えた箇所は無し。国交省江戸川河川事務所では、「江戸川河川整備計画」に基づき、堤防の拡幅や河道の掘削をし水位の安定化を図っている。



●マイ・タイムラインでしっかり事前準備、応用力の涵養も

【質問】 避難先は、浸水想定区域以外の指定避難所、浸水想定区内にある市と協定を締結した民間施設等と具体的に定められており、これは重要な目安。もうひとつ重要なことは一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動に繋げる判断力の涵養と考えるがどうか。

【答弁】 一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動する判断力は重要。

台風などの予想できる災害に対しては、事前に自分が住む場所の水害リスクを知り、取るべき行動をあらかじめ時系列的に整理しておく「マイ・タイムライン」の作成が有効。避難経路の確認、非常持ち出し品の準備、避難先の選定などの行動計画をたて、いざというときに冷静に行動できる。危険度が高くな

る前の、安全な場所への避難が重要。「垂直避難」はあくまで緊急時の最後の行動。協定を結んだ民間施設は「命を守る」を目的とした緊急的な施設。明るいうち、暴風雨の前、早めに安全な場所への移動を周知していく。

【指摘・要望】 「判断力が重要」だからこそ、それを伸ばす「涵養」が必要。京大防災研究所教授の矢守克也さんが提唱する「避難学」は、実際の避難では「想定通り」でないことが起きる、だから「予定通りのその先へ」が大事と言う。「応用問題に対応できる判断能力」を伸ばす「涵養」も重要だと指摘しておく。

●吹っ飛ぶ建設現場の仮設トイレやコンパネ、どうする！

【質問】 台風19号の際には、建設現場の仮設トイレが風で飛んで道路をふさぎ、コンパネなどが道路上に散乱。人や物の被害、衛生面の問題も生じ得る事態。以前に議会に取り上げたが、「市には権限がない」との答弁。対策の必要が明白な事態だと思うがどうか。

【答弁】 2019年の第4回定例会で答弁したように、市は民間工事の施工者に現場管理を指導する権限はないが、市のHPでそれらの飛散防止などに対する注意啓発をしていく。民間工事現場からの資材や民間所有地からの倒木が、安全な交通の支障になった場合は、応急的な対応を市が実施している。

【指摘・要望】 「応急的な対応は市が実施」とのことだが、台風19号の時には2日間くらいは放置されていた。市民が建設会社に電話



をしたがつながらない、担当者が出社していない等々の返事で、結局はコンパネなどは地域住民が撤去した。仮設トイレは強風対策が十分になされていない。HPで注意啓発というだけでなく、権限ある機関を通じて事業者に対応を求めるなどのことをするべきだ。

●熱中症対策怠った責任者は拘禁刑か50万円以下の罰金

【質問】 職場で熱中症の死者が増えていることから、今年6月1日から適切な対策を講じることが義務づけられた。内容は①自覚症状やその疑いのある人が出た時の緊急連絡先・担当者などの体制整備を事業所ごとに定める②作業からの離脱、身体のコールド、医療機関への搬送など重症化防止のための手順を事業所ごとに定める③対策の内容を作業者に周知する等々だ。対象はWBGT(暑さ指数)28以上か、気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超える作業。対策を怠った場合、6月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金が科される可能性がある。



そこで以下のことを問う。市の職場における対策をどのように講じているか。委託職場の対策実施をどのようにチェックしているか。

【答弁】 5月23日付で「職場の熱中症予防の徹底について」の通知を出した。代表的な症状や予防方法、症状確認時の確認手順のリーフレット作成と活用の促し、連絡体制の確認と必要に応じた見直しを通知した。

クリーンセンターでは温度計及びWBGT測定機の設置、事務室内での緊急時連絡フロー及び病院や消防等の連絡先貼り出し、巨大扇風機やスポットエアコンなどの設置、保健師を招いて予防方法に関する講習会を実施。運

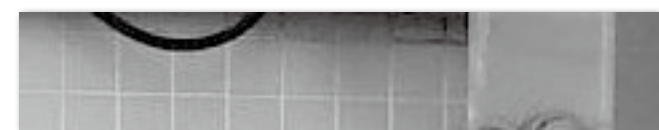
転管理業務の委託先の社員も、毎朝、所長及び副所長同席の下、ミーティングを実施。

道路管理課の機動班では、医療機関の連絡先を明示した緊急連絡網を班員及び所属長等の間で共有、朝礼をし環境省のサイトで当日の暑さ指数を確認し、経口補水液や塩分タブレットを用意するなどの対応。

給食調理場を含む各学校では、体制整備や連絡先リストの周知のほか、全調理場、体育館及び各普通教室にエアコンを設置、調理場や職員室、校庭、体育館棟で気温や湿度等を計り、基準値を超えた場合は屋外活動の停止などの対応。

保育所では、緊急時の所長への報告体制を構築し、休息の設置、水筒持参、外遊びやお昼寝の時間等の気温、湿度等を測定し、データは3年間分記録保存する。

委託管理している公園や街路樹等では、委託先の安全管理組織表から熱中症の対策が構築されていること、委託先の作業従事者に対して、緊急時の連絡リストや救護の手順等が周知されていることを市において確認している。



【指摘・要望】 「流山市発注契約に係る労働環境の確認に関する要綱」によれば、工事の請負現場に対しても、市は安全衛生法の順守状況についても確認を求めることになっている。「第5条 市は契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置を行うことができるものとする」。この観点から、工事請負現場などでも熱中症対策を徹底することを強く要望する。

災害級気温が常態化、古い意識と対策からの脱却を

子どもたちの未来奪う「地球沸騰」を止める本気の対策を